

議員提出議案第 3 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び狭山市議会会議規則（昭和 42 年規則第 4 号）第 14 条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 16 日

狭山市議会議長 太 田 博 希 様

提出者	狭山市議会議員	町 田 昌 弘
賛成者	同	加賀谷 勉
	同	金 子 広 和
	同	内 藤 光 雄
	同	田 中 寿 夫

提案理由

議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例第7条第2項の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条第2項の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例第7条第2項の規定による期末手当の内払とみなす。